



滝本文子
☎62-2105



岩田秀樹
☎72-5094
090-4339-0577

皆さんの声を
市政に届けます。
日本共産党三豊市議団

「ゆめタウン三豊」出店を 考える学習会開催

6月13日(水)夜、高瀬町のJA高瀬会館3階大ホールにて和歌山大学経済学部准教授の足立基浩先生を講師に招き「ゆめタウン三豊」出店を考える学習会が約百名の参加で行われました。

足立先生は地域開発と街づくり・都市再生に関する研究等を専門分野としており、スライドを使って香川や三豊市の現状、出店時の周辺への影響・他市での取り組みや成功事例などを分かりやすく説明してくれました。

この学習会の参加者に協力いただいたアンケートは左表の結果となっています。こういった声をぜひ要望を自治体に届け、地域の活性化や「まちづくり」を住民・自治体が一緒に考えていきたい必要があるのではないのでしょうか。



*アンケート結果 (回答数61、複数回答あり)

- 今回の出店計画について
 - ① 十分知っている…21.6%
 - ② 聞いた事がある…61.6%
 - ③ あまり知らない…16.6%
- 今回の出店について
 - ① よい…16.6%
 - ② 必要でない…61.6%
 - ③ わからない…21.6%
- 周辺商店や地域は
 - ① 共存し活性化する…6.6%
 - ② 今までと変わらない…1.6%
 - ③ 衰退する…71.6%
 - ④ わからない…2.0%
- 現在のみまで出店した場合の問題点は
 - ① 周辺道路が通り抜けできない…53.5%
 - ② 通学路の確保…23.9%
 - ③ 営業時間が長い…11.3%
 - ④ その他…11.3%
- 三豊市が誘致を決めたことについて
 - ① 賛成…7.6%
 - ② 反対…25.7%
 - ③ もっと市民の意見を聞いて決めるべき63.6%
- これからのまちづくりについて
「高齢化に対応し、歩いて楽しく買い物ができるようなやさしいまちづくりを」



■「大店法」が廃止されて8年

「大店法」の廃止により、特別区域の導入による出店手続きの簡略化や「まちづくり」による大型店の身勝手な出店・撤退により「まちこわし」がすすみました。県が行った「県民アンケート」でも、大型店の出店には何らかの規制が必要との声が多数を占めています。

現在、県では大規模小売店舗の立地に関するガイドラインが検討され、適正立地の基準策定のため土地利用規制などの検討をすすめています。

地域づくり・適正立地実現のためにも、市町の取り組みが求められています。

■今後のスケジュール

- 地元説明会 ……8月20日位～8月末
- 出店希望者説明会 ……10月末まで
- 地元消費者代表との協議会 ……10月末まで
- 建築工事着工 ……11月末

■どんなことでもご相談下さい。

原下工業団地土地造成事業

損害賠償請求・不当利得 返還請求権の時効消滅(H19.8.5)に対して、

市長は新たに刑事告訴しない方針

7月18日(水)、田代弁護士をはじめ4人の弁護士による、原下工業団地土地造成事業「中間報告書」について三豊市土地開発公社に対して行われました。この内容について議会全員協議会が7月27日(金)開催されました。報告書は係争中この理由により回収されました。

内容(概要)は、

- 第1、不正支出
現在係争中4名の責任について
平成18年12月28日、3名の刑事告訴を高松地検に提出
- 第2、現金着服問題
三豊市が訴えた内容
- 第3、不当対価問題
原下工業団地に廃棄物が下にあるのを知っていた
鑑定価格と5億912万円余りの差額が出ている
現在21億余りの借入金、そのまま三豊市の負債額となるおそれ
共謀して公社に損害を与えたと思われる
不当利得返還請求権は平成19年8月5日に時効となる
- 第4、その他の問題
売却済み用地代金について

市長は、損害を与えたとしても正式機関で決定したことは、尊重すべきで当時町長であった者の不当利得返還請求などの刑事告訴は行う考えがないことを示しました。

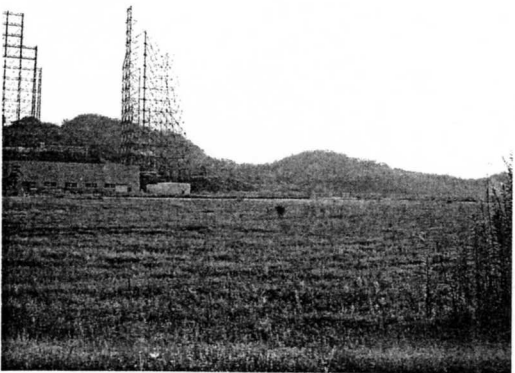
三豊市土地開発公社の借入れ額は約21億円、三豊市が債務保証を行うとすれば、人口約7万人、1人当たり3万円の負担となります。

今回の中間報告書は共謀して公社に損害を与えたのが実体であると思われる。「報告書」に記されているにもかかわらず、新たに刑事訴訟を行う意志がないことを明らかにしました。巨額の損害を与えたものは放置されます。住民に説明しても理解は得られないのではないのでしょうか。

21億円の負担を三豊市がいつ行うかについては、各議員がこの予算案に対してどのような態度を取るかによって大きく変わり、各議員への姿勢が試されるのではないのでしょうか。

中間報告の中は、

「…多額の売買代金を支払っているが、対象地が廃棄物処理場として使用され、地下に廃棄物が多量に埋まっていることは、当時の役員の間には周知の事実であった。」
「Sが公社を支配し、更にHと共謀し、公社に損害を与えたのが実体と思われる。」と報告されています。



6月議会での質問

滝本文子議員

住民参加で"こどもにやさしい町"づくりの実現を

共働き家庭を応援・ファミリーサポートセンター事業など実施

質問 三豊市の昨年度の出生数は、515名、17年前から300人減少しています。大変な状況をふまえ、少子化対策は緊急かつ重要な課題です。「三豊市次世代育成支援行動計画」が来年から2年かけて計画の見直しにはいります。合併して本格的な子育て施策の見直しにあたり、本腰をいれた子育て支援に取り組むよう、次の点を要望します。



- (1) 住民参加の策定委員会を作り、行動計画に住民の意見が反映、議論されること
- (2) 自治体の責任をはっきり盛り込んだ基本理念にすること
- (3) 重点的な取り組みをはっきりして、数値目標を出すこと
- (4) 計画の点検や見直しをおこなう地域協議会を設置すること

また、「こどもにやさしい町、子育てにやさしい町」を前面に押し出して、三豊市の未来を見据えた、子育て支援の先進的な施策にどんどん取り組んでもらいたい。そうすれば、地域の活性化や若年層の人口増、財源の安定など三豊市の未来図も明るいものになっていく。

健康福祉部長 「行動計画」のうち、ファミリーサポートセンター事業(地域で育児を支えあう会員組織。保育所の送迎や子供の一時預かりなど共働き世帯など応援する)を本年度実施の予定。集いの広場事業(育児不安等を解消し、親たちが気楽に集える場)も準備中。また、行動計画の見直しのなかで、重点的な取り組みを決め、数値目標も立てる。地域協議会も設置する。子育て中の親たちの声を聞きながら、対応を考えていく。

安心して預けられる"学童保育クラブ"に市補助金の増額を

質問 学童保育は、学校から帰ったこどもが遊んだり、宿題もし、おやつも食べる、留守家庭のこどもたちの家庭に変わる大切な生活の場です。豊中は「公設民営」で数年実施してきたが、大変きびしい課題がいくつかあります。(1) 貧弱な設備環境で、本や畳など持ち寄り。とりあえずの設備のみ。(2) 保護者負担が過重なことと、委託料と保護者負担あわせても、ほとんど指導員の人件費で消えてしまう。(3) 障害児の受け入れで、はりつけの専任者の補助単価が大変低い。(4) 指導員は不安定な身分で、入れ替わりが多い。若い指導員が結婚しても、安心して仕事に専念できる条件整備が急がれる。

こういった状況は、児童福祉法、社会福祉法に位置づけられながら、国として設置・運営基準を定めていないことが、一番の原因です。厳しい運営は、全国どこでも、自治体の補助金でサポートされています。本市も補助金をぜひ検討してもらいたい。

教育長 環境整備など今後検討し、話し合いをしていくなかで、対策を講じていきたい。

このほか、保育所の耐震化については「該当する市内4箇所の耐震診断をおこない、早急に行うことができるよう検討していく」。消費者金融による多重債務者の救済策については「社会福祉協議会の"暮らしの相談"や"法律相談"、西讃県民センター(観音寺市)に直接相談を。広報やインターネットで紹介等掲載していく」と答弁がありました。

岩田秀樹議員(関連)

<http://iwata.jcpweb.net/>

ホームページを開設しました。どんとんアクセスしてください。



後期高齢者医療保険料厚生労働省、保険料負担の枠組み固める

加入者全員が支払う均等割りとし所得に応じて負担する所得割りを合わせた保険料は、1人当たり年50万円を上限に設定。サラリーマンの子どもの被扶養者でこれまで保険料を負担していなかった高齢者は、所得割りを免除することになっています。国民健康保険などに加入していた75歳以上の高齢者は全員この制度に移行し、保険料は世帯単位でなく個人単位の負担とすることを厚生労働省が8月に決めました。

一方、低所得層に対する均等割りの軽減措置や被扶養者だった高齢者に対する所得割りの免除や均等割りの半減なども検討されています。最終的には広域連合議会で決定されることとなります。

「政務調査費交付に関する条例制定」についての質疑

質問 条例提案にいたる経過については、問題ないと考えるが、住民の立場から考えると、制度の新設は、額の多少にかかわらず支出増となり、住民の理解を得ることが特に大切だと考えます。

第二報酬との批判も聞くところであり、その用途については、住民から情報公開の要求が出てくるかもしれません。行財政改革を住民に向かって訴えている時だからこそ本来の趣旨に沿って調査研究を行い、積極的に情報公開をすることが必要だと考えます。

2つの点について質問いたします。使途基準が幅広い費用に使えるように条例上はなっている、使途の透明性を確保するため費用の細目の具体化はできないだろうか。もう一つは、住民が収支報告書、会計帳簿、領収書を含む閲覧公開できるように検討できないか。

総務部長 透明性の確保について収支報告を出した後のものについて、条例及び規則は議長より調査の規定がある。5年間の保存規定もあり住民に対する透明性は確保、十分されていると考えている。

使途基準については、規則に具体的に記載している。

住民に対しての情報等の公開については、情報公開条例が議会でも適用され、公開条例の規定により公開すべきものと考えている。(あいまいな姿勢が明らか)

2006年度政務調査費の収支報告書を公表いたします。

三豊市ではすべての領収書添付が原則となっています。2006年度より月3万円(年額36万円)政務調査費として、議員個人に対して支給されることが決まりました。その用途については、共通認識を持つ必要があるものとして、条例施行細則を元に取り組んでいます。三豊市の条例では、当然の収支報告、領収書の添付が義務付けられています。

党市議団では、主に年4回程度発行する市議団ニュースの印刷・年に2~3回程度行っている研究会への参加費・その他書籍代などに使っており、残額が出た場合には当然返還しています。